

官 秘 第 3 9 1 2 号  
2 1 . 3 . 2 7  
一部改正 防官秘第 1 5 3 0 5 号  
2 7 . 1 0 . 1  
一部改正 防官秘第 7 2 2 9 号  
2 8 . 4 . 1  
一部改正 防官秘第 1 8 号  
2 9 . 1 . 1  
一部改正 防官秘第 5 0 1 7 号  
2 9 . 3 . 3 1  
一部改正 防官秘第 2 0 0 8 5 号  
3 1 . 1 . 1  
一部改正 防官秘第 2 0 4 0 4 号  
令和 2 年 1 2 月 2 3 日  
一部改正 防官秘第 7 5 4 8 号  
令和 5 年 3 月 3 1 日  
一部改正 防官秘第 1 7 8 3 9 号  
令和 5 年 8 月 2 4 日

各 局 長 殿

大 臣 官 房 長

内部部局に勤務する隊員及び一般職の職員の勤務時間及び日課  
について（通知）

標記について、下記のとおり定め、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行すること  
としたので、管下の隊員及び一般職の職員に周知せられ、この実施に遺漏の  
ないよう期せられたい。

なお、内部部局に勤務する自衛官以外の隊員の勤務時間及び自衛官の日課について（官秘第7206号。18.7.28）は、平成21年3月31日限り廃止する。

## 記

### 第1 内部部局に勤務する隊員及び一般職の職員の勤務時間の割振り及び日課の定め

- (1) 隊員の勤務時間の運用について（人1第2476号。4.4.21。以下第1において「勤務時間運用通知」という。）第11項第1号の規定に基づき、同項第4号アに規定する在宅勤務を行う管下の隊員又は一般職の職員（以下単に「職員」という。）が当該在宅勤務を適切に実するために必要な場合、かつ、隊務又は公務の運営に支障がないと認められる場合、当該在宅勤務の直前又は直後に限り、午後2時から午後8時までの時間帯に30分の休憩時間を置くことができるものとする。
- (2) 大臣官房長又は各局長（以下「大臣官房長等」という。）は、前号の規定により、休憩時間を置くことができるものとする。
- (3) 隊員又は職員は、第1号の規定により休憩時間を置くことについて、大臣官房長等に申出を行う場合には、別紙様式第1による休憩時間設置申出書により行うものとする。
- (4) 大臣官房長等は、前号の規定により隊員又は職員から申出があった場合には、休憩時間を置くことの可否について、速やかに、当該申出をした隊員又は職員に対し別紙様式第2による休憩時間設置通知書により通知するものとする。
- (5) 大臣官房長等は、勤務時間運用通知第11項第4号及び第5号の規定により、休憩時間の延長及び短縮をすることができるものとする。
- (6) 大臣官房長等は、勤務時間運用通知第11項第6号の規定により、正午から午後1時までの時間帯に置く休憩時間に加え、休憩時間を置くことができるものとする。
- (7) 早出遅出勤務等の運用について（人1第6311号。18.6.30。以下「運用通知」という。）別紙の第1第1項又は防衛省に勤務する一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第60号。以下「一般職訓令」という。）第3条の規定による指定は、大臣官房長等が、管下の隊員又は職員の通勤の状況又は執務状況を考慮して、別紙様式第3による勤務時間割振り計画表（以下単に「計画表」とい

う。)の作成その他適切な手段をもって、計画表等が適用される月(以下「適用月」という。)の前月の末日までに行うものとする。ただし、通勤の状況又は執務状況に変更がある場合は、その都度、計画表等を修正することができるものとする。

- (8) 大臣官房長等は、前号の規定に基づき計画表等を作成し、又は修正したときは、管下の隊員又は職員に周知するため、適用月の末日まで、当該計画表等を見やすい場所に掲示する等当該隊員又は職員が常に確認することができるようにするとともに、適用月を経過した後は、出勤簿の保管に準じて保管するものとする。
- (9) 隊員又は職員は、第7号の規定により指定された勤務時間又は日課について、前号の規定により周知された計画表等により十分に確認するものとする。
- (10) 大臣官房長等は、第2号から第8号に規定する事務を課長、訟務管理官、参事官(防衛政策局に置かれているものに限る。)、施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官、サービス管理官又は衛生官(以下「課長等」という。)に行わせることができるものとする。

## 第2 早出遅出勤務

### 1 早出遅出勤務による勤務時間の割振り又は特別の日課

- (1) 大臣官房長等は、運用通知別紙の第2第1項及び第7項の規定に基づく勤務時間の割振り又は特別の日課の定めを同第1項各号に掲げるとおり行うものとする。また、自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第43号。以下「事務官等訓令」という。)第2条第19項に規定する隊員及び人事院規則15-14第4条の5の2に規定する職員(以下、「対象障害者」という。)の勤務時間の割振りについては、その請求に応じて運用通知別紙の第2第1項各号に掲げるとおり設定することができるものとする。
- (2) 大臣官房長等は、運用通知別紙の第3第3項及び第5第1項並びに人事院規則10-11第4条第2項前段の規定に基づき運用通知別紙様式第4の通知書により隊員又は職員へ通知をしたときは、計画表に、早出遅出勤務の日である旨を記入するものとする。
- (3) 前号の規定は、大臣官房長等が、運用通知別紙の第3第3項及び第5第1項並びに人事院規則10-11第4条第2項後段の規定に基づき、隊務又は公務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなり、運用通知別紙様式第5の通知書により通知する場合について準用する。この場合において、前号中「早出遅出勤務の日である」とあるのは、「事務

官等訓令第2条第3項、自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第65号。以下「自衛官訓令」という。）第5条第1項及び一般職訓令第3条第1項（大臣官房長の指定に係る勤務時間に関する部分を除く。）に定める勤務時間の割振り若しくは日課又は第1第7号本文の規定に基づき指定した勤務時間の割振り若しくは日課である」と読み替えるものとする。

（4）前号の規定にかかわらず、隊務又は公務の運営に生じる支障が当直勤務との重複によるものであるときは、大臣官房長等は、当該支障が生じる日に、運用通知別紙の第1第1項の表右欄に掲げるとおり、勤務時間を割り振り、又は日課を定めるものとする。

## 2 国会等業務に係る早出遅出勤務

（1）運用通知別紙の第2第7項の規定による指定は、大臣官房長等が、同第8項及び第9項の規定に基づき、管下の隊員又は職員の業務及び超過勤務時間並びに執務状況を考慮して、計画表の作成その他適切な手段をもって、適用日の前日までに行うものとする。ただし、当該隊員又は職員の業務若しくは超過勤務時間又は執務状況に変更がある場合は、その都度、計画表等を修正することができるものとする。

（2）第1第4号から第7号までの規定は、大臣官房長等が、前号の規定に基づき、早出遅出勤務を指定する場合について準用する。

3 大臣官房長等は、第1項および第2項に規定する事務を課長等に行わせることができるものとする。

## 第3 フレックスタイム制勤務

1 フレックスタイム制勤務（事務官等訓令第2条第8項から第16項まで及び第25項、自衛官訓令第9条第3項から第8項まで及び第11項並びに一般職訓令第5条の規定に基づく勤務時間の割振り又は日課の定めによる勤務をいう。以下同じ。）による勤務時間の割振り又は日課の定め

（1）自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号。以下「規則」という。）第44条第5項若しくは第6項の適用を受ける自衛官以外の隊員、自衛官訓令第9条第3項、第6項若しくは第7項の適用を受ける自衛官又は一般職訓令第5条の適用を受ける職員（以下「フレックスタイム制適用職員」という。）に対する勤務時間の割振り又は日課の定め（以下「勤務時間の割振り等」という。）については、適切な隊務又は公務の運営の体制を確保しつつ大臣官房長等が行うものとする。

（2）大臣官房長等は、前号に規定する事務を課長等に行わせることができるものとする。

## 2 標準勤務時間

フレックスタイム制による勤務時間の割振り又は日課の定め等の基準等について（防人計第7492号。令和5年3月31日。以下「基準通知」という。）の第1第8項第2号の標準勤務時間は、休憩時間を除き、事務官等訓令及び一般職訓令の適用を受ける者にあつては午前8時30分から午後5時15分又は午前9時30分から午後6時15分とし、自衛官訓令の適用を受ける者にあつては8時30分から17時15分又は9時30分から18時15分とする。

## 3 フレックスタイム制勤務に係るコアタイム及び休憩時間

- (1) フレックスタイム制適用職員のコアタイムについては、別表に定める「コアタイム」欄のとおりとする。
- (2) フレックスタイム制適用職員の月曜日から金曜日までの間の休憩時間については、別表に定める「休憩時間」欄のとおりとする。

## 4 フレックスタイム制勤務に係る申告等

隊員又は職員のフレックスタイム制勤務に係る申告等については、基準通知別紙様式第2から別紙様式第7に定める状況届、状況変更届及び申告・割振り簿により、次の各号に掲げる隊員又は職員の区分に応じて、当該各号に定める期日までに申告するものとする。なお、対象障害者である場合には、電話その他の通信によることができるものとする。

- (1) 規則第44条第5項の適用を受ける自衛官以外の隊員、自衛官訓令第9条第3項の適用を受ける自衛官又は一般職訓令第5条の適用を受ける職員

フレックスタイム制勤務の単位期間の開始日の前日から起算して、できる限り2週間前までに申告するものとする。

- (2) 規則第44条第6項の適用を受ける自衛官以外の隊員、自衛官訓令第9条第6項若しくは第7項の適用を受ける自衛官又は一般職訓令第5条の適用を受ける職員

フレックスタイム制勤務の単位期間の開始日の前日から起算して、できる限り1週間前までに申告するものとする。

- (3) 特別の事情により第1号及び前号に規定する期日までに申告ができなかった自衛官以外の隊員、自衛官又は職員

できる限り速やかに申告するものとする。

## 5 単位期間の開始日

前項第1号及び第2号の規定によりフレックスタイム制勤務の申告をした自衛官以外の隊員、自衛官又は職員については、フレックスタイム制勤務の適用を受ける場合の単位期間の開始日を同一の日とする。

#### 第4 交替制勤務

- (1) 大臣官房長が、規則第44条第10項の規定に基づき、休養日及び勤務時間の割振りを別に定めることとする内部部局に勤務する自衛官以外の隊員は、大臣官房会計課庁舎管理室警備班の交替制勤務の隊員とし、その休養日及び勤務時間の割振りは、同条第11項の規定に基づき、職務の特殊性等を考慮して定めるものとする。
- (2) 大臣官房長は、前号に規定する交替制勤務の隊員に係る休養日及び勤務時間の割振りは、別に休養日及び勤務時間の割振計画表を作成して定めるものとする。
- (3) 大臣官房長は、前2号に規定する事務を大臣官房会計課長に行わせることができるものとする。

別 表（第3第3項第1号及び第2号関係）

	一日の最 短勤務時 間数	勤務時間及び日課		休憩時間	休 養 日 及 び 週 休 日
		コアタイム	フレキシブル タイム		
育児介護 職員及び 医師であ る自衛官 以外	2 時間	1300～1500	0500～2200	おおむね毎 4時間の連 続する正規 の勤務時間 の後に30 分以上置く こと。	日曜日 及び土 曜日
育児介護 職員					日曜日 及び土 曜日。
医師であ る自衛官		1400～1600	0500～1200、 1300～1400、 1600～2200		申告が ある場 合は上 記以外 に1日。

休憩時間設置申出書

(大臣官房長等又は課長等)

申出年月日 年 月 日

\_\_\_\_\_ 殿

申出者 所 属 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

以下の理由により、在宅勤務の適切な実施に必要なため、休憩時間を置くことを申出ます。

--

申出に係る期間	年 月 日 から
	年 月 日 まで

申出に係る休憩時間	時 分 ~ 時 分
-----------	-----------

休憩時間設置通知書

年 月 日

(申出者)

\_\_\_\_\_  
殿

(大臣官房長等又は課長等)  
\_\_\_\_\_

年 月 日付けであった、休憩時間を置くことの  
申出について、 時 分～ 時 分に休憩時間  
を置く。

申出に係る期間	年 月 日 から
	年 月 日 まで

年 月 日付けであった、休憩時間を置くことの  
申出について、在宅勤務を適切に実施するための必要性及び隊務  
又は公務の運営の支障の有無を考慮し、休憩時間を置かない。

